

久喜市告示第 2 8 8 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関連文書は、告示日より久喜市上下水道部上下水道経営課事務室に備えて置いて縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

久喜市長 貴志 信智

- 1 供用開始する年月日
令和 8 年 8 月 1 日
- 2 供用を開始する区域
菖蒲町菖蒲の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式